

東村山市寡婦（夫）控除みなし適用申請書

(提出先) 東村山市長

(申請者)

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

(子ども)

氏名 _____ 生年月日 _____

氏名 _____ 生年月日 _____

寡婦（夫）控除のみなし適用について申請します。

私は、所得を計算する対象となる年の12月31日及び申請日現在において、次の1から3のいずれかに該当していることを申し立てます。(該当番号を○で囲んでください)

1 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚を含む）にない母であり、生計を一にする子がおり、その子の合計所得金額が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない。

2 1であり、かつ、20歳未満の扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下である。

【寡婦（特定）控除の対象】

3 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚を含む）にない父であり、生計を一にする子がおり、その子の合計所得金額が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっておらず、申請者の合計所得金額が500万円以下である。

申請内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除のみなし適用を取り消し、当該申請において適用された利用料負担額の減額分を返還します。

年 月 日

氏名 _____ (印)

私は、東村山市寡婦（夫）控除のみなし適用に関して、東村山市が要件確認を行うために必要な範囲で申請者及び対象となる子の課税状況、住民票の世帯状況及び戸籍状況を調査し、取得した情報を必要とする窓口に提供することについて

1 同意します 2 同意しません（どちらかの数字に○をつけてください）

年 月 日

氏名 _____ (印)

※同意いただけない場合は、別途必要書類のご提出を頂く可能性がございます。

【申請時に必要な書類】

1. 申請者の戸籍全部事項証明書

外国籍の方の場合は、婚姻をしていないことを証明する書類（婚姻要件具備証明書など）

【申請年度及び前年度に東村山市外に在住していた方のみ必要な書類】

2. 申請者及び子の属する世帯全員の住民票

3. 申請者の課税証明書

4. 生計を一にする子の課税証明書または非課税証明書

※1 申請年度及び前年度に東村山市内在住であった方は公簿等において確認できるため、申請書表面下部の調査に関してご同意頂いた場合は2～4の必要な書類の提出を省略することが出来ます。なお、ご同意いただけない場合については書類の提出が必要です。

※2 ご提出いただく書類については、全て最新の情報が記載されているもの（原則3ヶ月以内発行のもの）が必要となります。

【注意事項】

- ・生活保護を受給している方、市町村民税非課税の方は対象外です。
- ・みなし適用の認定を受けても、課税の状況によっては利用者負担額に変更が生じない場合があります。適用の結果につきましては、子ども育成課よりご連絡致します。
- ・課税状況や世帯の状況に変更があった場合には、子ども育成課へお申し出ください。